

門真市文化芸術振興基本方針

(素案)

はじめに

目次

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| 第1章 文化芸術振興基本方針策定の基本的事項 | 1 |
| 1. 策定の背景..... | 1 |
| 2. 策定の趣旨..... | 2 |
| 3. 対象とする文化芸術..... | 2 |
| 第2章 門真市における文化の現状と課題 | 3 |
| 1. 歴史と風土..... | 3 |
| 2. 文化芸術資源..... | 5 |
| 3. 文化芸術活動..... | 7 |
| 4. 市民意識..... | 7 |
| 5. 文化政策..... | 9 |
| 第3章 文化芸術振興の基本理念と方向 | 12 |
| 1. 基本理念..... | 12 |
| 2. 文化芸術振興の方向..... | 13 |
| 第4章 文化芸術振興の基本施策 | 14 |
| 1. 施策体系..... | 14 |
| 2. 基本施策..... | 15 |
| 第5章 基本施策推進の基盤づくり | 19 |
| 1. 協働を基本とした文化芸術の振興..... | 20 |
| 2. 文化芸術振興の推進体制づくり..... | 21 |
| 3. 重点施策の推進..... | 22 |
| 4. 財政措置..... | 23 |

第1章 文化芸術振興基本方針策定の基本的事項

1. 策定の背景

21世紀を迎え経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえないとの認識のもと、国において平成13年12月に「文化芸術振興基本法」が施行されました。

この基本法第4条において地方公共団体は、文化芸術の振興に関して自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を策定、実施する責務があるとされました。

門真市ではこれに先立ち、平成12年12月に策定した「門真市第4次総合計画」において「あたたかいふれあいある生活文化を創造する都市」をまちづくりの基本目標に掲げ、市民文化の振興や生涯学習の充実、コミュニティづくりと市民交流の促進、国際理解の促進などを基本施策として位置づけました。平成18年3月には「門真市都市ビジョン」を策定し、そこに「ふるさと意識や愛着がもて、文化的な香りがただよう定住のまち」をめざす姿のひとつとして位置づけています。

そして、平成19年4月には文化行政を総合行政として位置づけ、人間主体のうるおいのある都市づくりのためには行政各部門においても文化的視点を導入する必要があるとの観点から、市の文化芸術の振興に対する決意ともいうべき「門真市文化芸術振興条例」を制定、施行しました。



ハスの花

2. 策定の趣旨

「門真市文化芸術振興条例」の第6条では、文化芸術振興施策の総合的な推進を図るため、文化芸術に関する基本的な方針を策定するものとしています。

生き甲斐や心の充足感をもたらす文化芸術が市民にとってより身近なものになるよう、また、市民、事業者、市が力を持ち寄って地域に根ざした文化が創造され、心豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを念頭にまとめられた「門真市文化芸術振興条例」の前文には、「私たち一人ひとりが創造的な文化芸術活動を通じ、「このまちに住みたい」と思えるような魅力と誇りある「わが市（まち）門真」を実現することを決意し、この条例を制定する。」とうたっています。

本基本方針が、何よりも文化芸術振興の基礎となる市民、事業者、市職員の誇りづくりにつながるとともに、具体的に文化芸術の振興を進める力となって、より魅力ある地域づくりや都市アイデンティティが創造されることを期待し、策定するものです。

3. 対象とする文化芸術

「門真市文化芸術振興条例」において、「文化芸術は、人間が人間らしく生きるための糧であり、真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものである。」としています。

したがって、本基本方針では、われわれの心をいきいきさせてくれる諸活動に根ざした芸術文化と、日々の暮らしをうるおいあるものにしてくれる営みに根ざした生活文化を振興の対象とする文化芸術とするものです。



弁天池公園

第2章 門真市における文化の現状と課題

1. 歴史と風土

今から約3500年前の縄文時代後期の土器が市の西部「西三荘遺跡」で発見され、この頃から人が住み始めたといわれます。市域はほとんどが古代の河内湾が次第に陸地化した低く平坦な土地、いわゆる海拔ゼロメートル地帯で、その歴史は水との闘いでした。

古墳時代には、仁徳天皇が淀川の洪水被害を防ぐため、茨田郡の淀川流域に「日本書紀」「古事記」にも記されている茨田堤を築き、平安時代後期頃から、大和田庄、馬伏庄、岸和田庄などの荘園が経営され、中世にはほぼ全域が農地として開発されていたと考えられています。鎌倉・室町時代になると低湿地も除々に開拓され、ほぼ現在見られる集落が成立していたようです。

江戸時代には古川の流れも定まり、市の東側を流れる寝屋川は、北河内における水運の動脈で、野崎参りなどの屋形舟など諸舟が往来していました。京や大阪に近い立地の重要性から市内の約8割以上が天領となり、直接江戸幕府の支配を受けました。この頃、低湿地を生き抜く知恵として、「段蔵」「バッテリー」が生み出され、菜種や木綿栽培の発展、蓮根栽培も活発になってきました。

明治維新後に蓮根栽培は最盛期を迎え全国的に「河内蓮根」の名が広まり、大正の初めごろには下田を利用した栽培が急速に広がりました。

このように、農作物や人の運搬、移動に水路を利用してきた経緯があり、水の恩恵を受けながら河内蓮根を特産とする田園地帯として発達してきた側面があります。



段蔵



河内蓮根の収穫



水路に浮かぶ船

一方、明治43年には京阪電車が開通するとともに道路整備が進み、昭和8年には松下電器製作所が誘致され、関連企業が増加するなど工業衛星都市の性格を強めます。人口は、昭和30年から急速に増加し、昭和38年1月には門真町が門真市となり、昭和45年の国勢調査では人口の伸び率が全国1位を示しました。

高度経済成長にともなう都市近郊への産業と人口の集中という急激な環境変化は、まちを住宅産業都市へと変貌させました。この急激な変化は、田園地帯としてのどかな情景や水郷の面影の喪失をもたらしただけでなく、人口の急増に対応するため、長期的な視点による計画的なまちづくりが行われなまま賃貸住宅が数多く建てられ、道路は歩道整備がいまなお遅れているなど、定住者が少なく愛着に乏しいまちへと変化させました。

このようなことから、まちのアイデンティティの再構築や失われつつある文化資源の保全、失われた資源の再発見などを通じて、地域の誇りを取り戻すことが必要といえます。

2. 文化芸術資源

本市の特徴である水郷のまちの面影は、一部市内を流れる水路に残っています。最も規模が大きい上八箇荘水路は現在も農作物運搬用として使用されており、舟が水路に何艘か浮かんでいるのが確認できます。「大阪みどりの百選」の第2位に選ばれた砂子水路(下八箇荘水路)は、春には兩岸の約200本のソメイヨシノが咲きそろい、市内で一番の桜の名所となっています。

しかし、上八箇荘水路と同様、一般の人が容易に水際まで入ることはできないようになっており、また、生活排水が流入して水はあまりきれいではありません。南野口町には、歴史的価値のあるバツタリが残っていましたが、改修工事に伴い移設されました。

古くから特産として知られる「河内蓮根」は、産業構造の変化や田園の宅地化、最近においては第二京阪道路の建設による田園の開発で、収穫量や栽培農家数も減少し、水郷風景もその面影をなくそうとしています。

門真市内の指定文化財として、三島神社境内にある国指定天然記念物「薫蓋(くんがい)クス」(薫蓋樟)、府指定天然記念物「蔞島(ひえじま)のクス」、宮野町の府指定史跡「伝茨田堤(でんまんだのつつみ)」、御堂町の国の登録有形文化財であり府指定有形文化財である「願得寺」のほか、14の埋蔵文化財包蔵地があります。



薫蓋樟 (三ツ島神社)

門真ゆかりの人々としては、明治5年門真一番村生まれで第44代内閣総理大臣に就任し、現在の平和憲法の草案作成に貢献した幣原喜重郎(しではら きじゅうろう)、明治40年大和田村生まれの日本で初めて原水爆禁止運動の組織化を図り平和運動に影響を与えた安井郁(やすい かおる)、昭和8年門真に現在のパナソニック株式会社の本社や工場をつくり事業を拡大し、本市初の名誉市民に推挙された松下幸之助(まつした こうのすけ)などがあげられます。



幣原喜重郎



安井郁



松下幸之助

文化施設としては、市立文化会館、公民館などの生涯学習施設、ルミエールホール(市民文化会館)、初代門真市長のご遺族から寄贈された中塚荘(市立市民交流会館)のほか、市民プラザ、南部市民センター、市立図書館(本館、分館)、考古資料や民具、農機具、古文書など門真の歴史に関する資料を展示公開する歴史資料館があります。



ルミエールホール

しかし、本基本方針策定の基礎資料とするため市民に行ったアンケート調査結果を見ると、ルミエールホール(市民文化会館)や河内蓮根、砂子水路の桜は50%以上の人に知られているものの、バッテリーや薫蓋クス、茨田の堤、幣原喜重郎のほか、各種イベントなどは半数以上の人に知られていませんでした。

無関心さからか、文化財の周囲にごみが捨てられ、放置自転車や不法投棄などによってまちの美観が損なわれるなど、モラルの問題も顕在化しています。

文化芸術資源については、残念なことですが現在はシンボリックな資源が存在しないのが現状です。アンケート調査からもわかるとおり、本市は市民が親しめる地域固有の文化芸術資源が希薄であると考えられます。「門真市第4次総合計画」においても「新しい都市生活文化の創造」を施策体系に位置づけられています。芸術資源については市民活動やイベントを除いて特に少ないのが現状です。

このようなことから、新しい文化芸術資源の創造に加え、文化芸術資源の再発見、資源を身近に感じられる環境の整備や資源を保全する観点からの都市開発、既存資源の再発見や活用などを進めていくことが必要と考えられます。



サン・ジョゼ広場

3. 文化芸術活動

文化施設は、市民団体の主な文化芸術活動の場であり、市民の文化芸術鑑賞の場となっており、また、生涯学習の場となっています。

特に、ルミエールホール(市民文化会館)においては、文化芸術活動の拠点的役割を担っており、市民文化芸術活動の発表の場、文化団体の交流の場となっています。また、中塚荘(市立市民交流会館)においても、講習、講座、会議などに利用できる研修室、茶道などに利用できる和室などがあり多くの市民、企業が利用しています。



ひんや節

文化芸術活動を行う団体として、文化協会には、芸能部、美術部など7部会に22団体が加盟しており、自主的な文化芸術活動を行っています。また、公民館、文化会館における登録団体はそれぞれ約80団体あります。その他にも、音楽協会、市民吹奏楽団、いけばな協会、ひんや節保存会、市民ミュージカル、市民劇団などが活動を実践しています。

本基本方針策定の基礎資料とするために、これらの活動団体に対して行ったアンケート調査結果を見ると、文化活動を始めたきっかけとして「広報紙や市役所の発信する情報を見た」(約50%)が最も多く回答され、次いで「知人がやっているから」(約34%)「家族・知人に勧められて」(約21%)となっています。

また、活動の課題としては「もっと活動仲間を増やしたい」(約37%)が最も多く回答され、次いで「安価な活動場所がほしい」(約37%)、「子どもや若者にも参加してほしい」(約23%)となっています。

文化振興のために必要と思われることについては「小学校の余裕教室など未利用施設の活用」(約33%)が最も多く回答され、次いで「門真のイメージ向上やシンボルづくり」(約22%)、「子どもの頃から文化芸術にふれられる環境づくり」(約21%)、「参加できる活動や団体の情報が広く提供されていること」(約20%)などが挙げられていました。

このようなことから、文化活動や文化団体、活動施設、市内イベントなどの情報を収集・集約し広く発信して共有するとともに、気軽に参加できるイベント等、交流の場づくりが文化芸術の興味の入口になると考えられます。

さらに、市民の文化芸術活動を活発にするためには、既存施設の多目的な活用、とりわけ文化的な活動支援施設としての利便性の向上や多様な主体による交流の場づくりが有効と考えられます。

4. 市民意識

市民に行ったアンケート調査では、行っている文化的な活動として最も多い回答として「音楽を聴きながらゆったりと過ごす」(約28%)が挙げられている一方、同じ割合で「特に何もしていない」(約28%)が挙げられていました。

文化活動を始めたきっかけとしては、「情報誌やチラシなどを見て」(約40%)が最も多く、次いで「広報紙など市役所の発信する情報を見て」(約37%)、「知人がやっているから」(約21%)、「家族・知人に勧められて」(約16%)となっています。

文化活動について「特に何もしていない」と答えた理由としては、「時間的余裕がないから」(約47%)が最も多く、次いで「興味がないから」(約22%)、「金銭的余裕がないから」(約20%)となっています。

門真のイメージについては、「文化住宅のまち」(約37%)と答えた割合が最も多く、次いで「これといった特徴がないまち」(約30%)、「他地域からの居住者が多いまち」(約24%)と回答しています。「芸術的な印象のあるまち」や「隠れた文化芸術資源があるまち」と答えた割合は3%以下にとどまりました。

また、門真を一言でいうと「パナソニックのまち」(44件)との回答が最も多く、次いで「誇りに思えないまち」(30件)となっていました。

門真市民であることに対して誇りに思わない人の割合は約47%と非常に高く、誇りに思う人の割合は約27%にとどまります。

文化振興のために必要と思われることについては、「小学校の余裕教室など未利用施設の活用」(約30%)が最も多く回答され、次いで「門真のイメージ向上やシンボルづくり」(約26%)、「まちなかで気軽に文化芸術に親しめるよう、公共空間を積極的に活用すること」(約19%)、「子どもの頃から文化芸術にふれられる環境づくり」(約17%)などが挙げられていました。

このようなことから、文化芸術に興味がないと感じている人や子どもたちに対して身近なまちなかで文化芸術にふれられる機会づくりを行うとともに、文化芸術情報を収集・発信、交流促進などを通じて文化芸術に興味を持つきっかけづくりを推進する必要があります。

また、市民は、門真に対して特徴がないと感じていることや、市外の人から良いイメージが持たれていないことなどを理由に、門真市民であることの誇りを失っています。誇りづくりにつながる都市アイデンティティの再構築や門真のシンボルづくりを通じた門真のイメージの向上を進めていくことが必要です。

5. 文化政策

門真市では、市民の文化活動の振興を図り、魅力的で個性豊かな文化の創造に寄与することを目的とした財団法人門真市文化振興事業団(以下財団)を平成4年に設立しました。その翌年の平成5年には、ルミエールホール(市民文化会館)がオープンし、ここを拠点に財団は自主事業を展開し文化芸術振興行政の中核的な役割を担ってきました。



市民ミュージカル

具体的には、クラシックをはじめとするさまざまなコンサート、伝統芸能、映画など幅広い文化芸術事業を市民に提供する傍ら、市民合唱フェスティバルや市民吹奏楽フェスティバル、市民ミュージカルなど市民主体の文化芸術活動との共催、京阪沿線のホールと共同で企画した若手演奏家が出演するエクセレントコンサート、若手の舞台製作者育成事業など、市民文化芸術の普及、活動支援、人材育成に寄与し、また、上方落語の会「るみえーる亭」など、すっかり地元になじんだ事業が生まれました。

しかし、バブルがはじけ低金利時代に突入して以来、自主事業の運営を展開していくことは非常にむずかしい状況となり、市からの補助金をもとに計画実施されることになりました。

一方、「門真市都市ビジョン」に見られるように、市では協働*を柱としたまちづくり推進の中、市民に文化芸術を提供する鑑賞型事業から市民の自主的な活動の支援への転換を図ってきましたが、財団は一段と深刻になった市の財政状況を背景にそのあり方が見直された結果、ホールを中心にした文化芸術振興に対しては開館以来、文化芸術振興の基盤づくりに一定の役割を果たしたとして、平成21年3月をもって解散となりました。

財団の解散を受け、ルミエールホールの管理運営だけでなく、財団が行ってきた主催(共催)事業や市民文化芸術活動事業の運営支援については、指定管理者が行うこととなりました。市としても指定管理者と連携して、市民が参加する文化芸術活動事業の支援を行っていく必要があります。

※協働(コラボレーション)

まちづくりに向け、市民、市民公益活動団体、事業者及び市が、地域の課題を共有し、共通の公共的目標に向かってそれぞれに果たすべき役割を自覚し、相互に補完し、協力すること。

今後は、これまでの行政提供型の文化行政を見直し、文化芸術活動の担い手である市民の意見が反映され、市民が主体的に活動を行える環境づくりが必要です。これを実効あるものとするためには、市民や市民団体、NPO、企業、行政がコミュニケーションを図り、多様な立場からのアイデアをもとに工夫を凝らす協働を基本とした取り組みが求められます。

教育行政の文化施策としては、毎年、文化の日である11月3日とその前後に「市文化祭」を開催しています。「市文化祭」は本市関係団体代表と公募により組織する実行委員会に文化祭事業の企画・実施を委託する市教育委員会との協働の取り組みです。その事業運営のほとんどは市民の手で行われていることから、「市民による市民のための文化祭」ということがいえます。この文化祭を通じ、文化イベントに関わるキーマンの育成も図られています。

また、公民館と文化会館では、「公民館まつり」「ふれあいまつり」を開催し、それぞれを拠点に活動する文化サークルがお互いの成果を発表しています。これらのまつりも、サークル代表で構成する実行委員会の主体的企画により実施されており、門真に文化の香りを与えるとともに、創作品や芸能発表に参加することを楽しみにされる市民が多く文化活動に取り組む機会となっています。

このように、市民や文化団体の自主的な取り組みに対して、市は発表の場づくりや助成を行うほか、事務局機能を担うなどの支援を行ってきました。

しかし、これら事業についても、広く浸透していますが、新しい市民層の参加が充分であるとはいえません。市の文化施策と協働する市内の文化団体も限定されています。協働の結び目となるべき文化サークルのリーダーやコーディネーター的な役割を果たす市職員の高齢化、同じジャンルの文化団体同士の連携が図られていないために活動場所の効率的利用が図られないなどの課題があります。

今後は、市民の生活に結びつく文化との出会いや生涯学習の機会と場をさらに拡充する必要があります。また、文化団体などに関する情報の一元化や広報を進めるとともに、地域の団塊世代などから文化芸術活動に関する人材活用や市内で活躍するすぐれた芸術家の発掘と連携を進め、広く市民が参加できる文化イベントの企画と実施を協働で行っていくことが必要です。

一方、市民活動を支援し文化芸術振興を推進するための行政の体制づくりも重要です。本基本方針策定の基礎資料とするために行った市職員へのアンケート調査によると、文化

的な活動を「特に行っていない」と回答した人もあり、その理由として「時間的余裕がない」や「興味がない」が挙げられていました。

市内の文化資源に対する認知度は、市民や文化活動団体に比べて高いものの、「市民ミュージカル」「るみえーる亭」など文化イベントの認知度は低くなっていました。

また、門真市の好きなところを「なし」と回答した市職員や、門真市民であることを誇りに思わない市職員が多く、誇りに思う割合も市民より低い割合となっていました。

市民、事業者との協働が求められるいま、協働まちづくりの初動期に重要な役割を果たす市職員が門真市の職員であるという誇りを持つことがまず何よりも重要であり、事業や施策の実施に当たっては、市民との対話の機会を積極的につくり市民感覚を養う必要があります。

さらに、総合的で実効ある文化行政を推進するためにも、文化や都市政策の担当部署のみならず、各部署のまちづくりに文化的な視点を盛り込むことが重要であると考えます。

第3章 文化芸術振興の基本理念と方向

1. 基本理念

「門真市文化芸術振興条例」の基本理念を踏まえ、本基本方針においても以下の6つを基本理念とします。

(1) 文化芸術が身近にふれられる環境の整備

「文化芸術の振興に当たっては、市民が等しく、身近に文化芸術にふれ、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。」

(2) 市民の自主性及び創造性の尊重

「文化芸術の振興に当たっては、市民一人ひとりの自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。」

(3) 文化芸術資源の継承と発展

「文化芸術の振興に当たっては、過去から培われてきた貴重な文化芸術を市民の共通の財産として継承し、これが発展されるよう配慮されなければならない。」

(4) 多様な文化芸術や価値観の理解と尊重

「文化芸術の振興に当たっては、一人ひとりの多様な文化や価値観を理解し、尊重することにより、互いの文化の発展が図られるよう配慮されなければならない。」

(5) 次世代の育成及び子どもの文化芸術活動の充実

「文化芸術の振興に当たっては、次代を担う子どもの豊かな感性を高めるため、教育機関や家庭との連携のもとに、子どもが文化芸術活動にふれる機会の充実に努めなければならない。」

(6) 文化芸術的視点による都市景観の形成

「文化芸術の振興に当たっては、都市の景観及び豊かな生活空間が文化の基盤をなすことにかんがみ、市民生活の反映である都市空間の整備において、常に文化的視点が導入されるよう配慮されなければならない。」

2. 文化芸術振興の方向

本基本方針においては、先の基本理念を踏まえ、文化芸術振興施策を進める上で柱となる方向を以下のように定めます。

(1) 協働による新しい文化芸術活動の振興

多様な文化芸術や価値観を理解し尊重する出発点は、多様な人々とふれあい交流することであり、このコミュニケーションによりお互いを認め合うことができます。そして、この交流を通じて、文化芸術やその活動が広がり、活発化し、新しい価値や文化芸術が生み出されると考えられます。

このようなことから、「協働による新しい文化芸術活動の振興」を第1の方向とします。

(2) 文化芸術にふれられる場づくり

文化芸術が身近にふれられる環境を整備することは、人々が文化芸術資源を知り愛着を持つ機会を提供することにつながります。そのような環境の整備には、場がつくられ提供されるだけでなく、その場が広く認知され、身近なものとなるための情報が広く発信されることも含まれます。また、人々が家から一步出たところにある都市景観は、最も身近な文化芸術資源のひとつです。身近に文化芸術資源にふれられる環境を整え、人々がそれに愛着を持つことが文化芸術資源の継承、発展につながると考えられます。

このようなことから、「文化芸術にふれられる場づくり」を第2の方向とします。

(3) 文化芸術の担い手づくり

市民の自主性及び創造性が尊重されるためには、自主的な文化芸術活動を認め、その発展を支援する社会環境が求められます。次世代の育成及び子どもの文化芸術活動の充実のためには、教育機関はもとより、家庭や社会において、子どもたちが文化芸術にふれ、学ぶことができる環境が必要です。

このようなことから、「文化芸術の担い手づくり」を第3の方向とします。

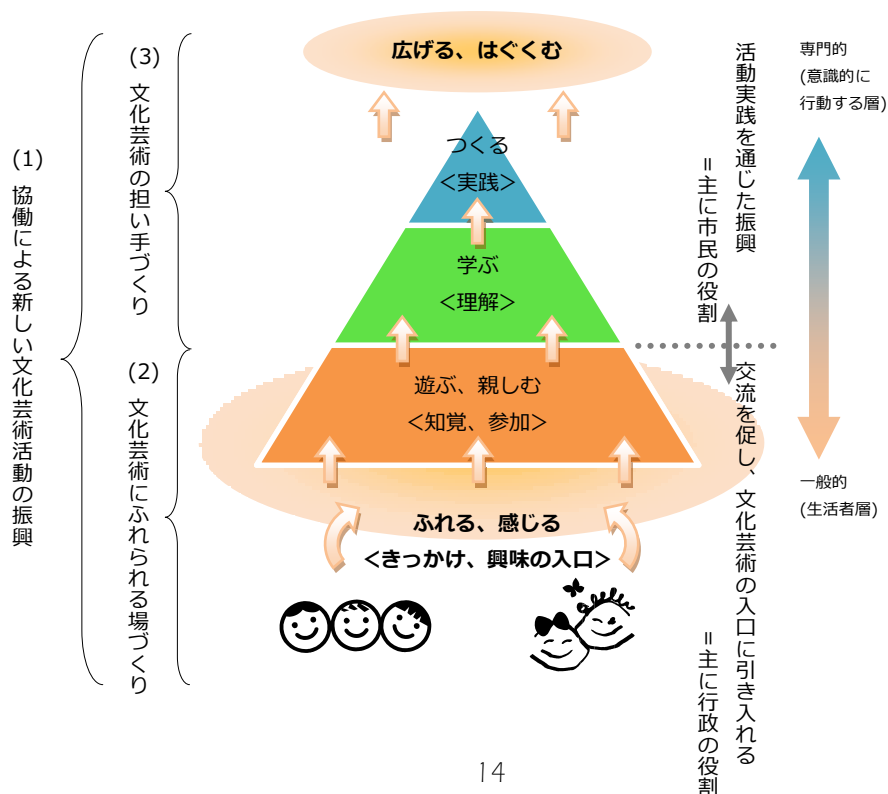
第4章 文化芸術振興の基本施策

文化芸術振興施策を進める上で柱となる3つの文化芸術振興の方向に基づき、基本的な施策を定めます。ここでは、「1. 施策体系」で本基本方針における施策展開の全体像を示し、「2. 基本施策」において、具体例を示しながらそれぞれの基本施策についての考え方を示します。

1. 施策体系

| | |
|----------------------|--|
| (1)協働による新しい文化芸術活動の振興 | ①協働のしくみと場づくり ②文化芸術に関する交流の推進 ③多文化交流の推進 |
| (2)文化芸術にふれられる場づくり | ①情報の収集と発信 ②発表・鑑賞・体験の機会づくり ③魅力的な都市空間の創造 |
| (3)文化芸術の担い手づくり | ①子どもの文化芸術活動の充実 ②人材の発掘と育成支援 ③生涯学習機会の充実 ④文化芸術活動と文化芸術資源の顕彰 |

門真市における文化芸術振興のイメージ



2. 基本施策

(1) 協働による新しい文化芸術活動の振興

① 協働のしくみと場づくり

協働による市民、事業者、行政それぞれの特徴を生かした取り組みは、1+1という足し算が単純に2ではなく3にも4にもなる取り組みと言えます。本基本方針においては、文化芸術の振興を実効あるものとするため、協働による文化芸術の振興を施策推進の基盤としています。アンケート調査によると、文化芸術振興のため必要なこととして市民、文化活動団体、市職員のそれぞれ約16%、約15%、約19%で「市民・事業者・市が協力して取り組むこと」が挙げられており、その必要性が意識されています。

協働による取り組みに当たっては、ビジョンや目的を共有するとともに、お互いの立場や特性を理解する場が必要です。その上で各々の果たすべき役割を担いながら事業を推進することにより、事業が効果的なものとなります。

このような協働による文化芸術振興施策を推進するために、さまざまな立場の人が参加してビジョンの共有と相互理解につながる場を、協働事業の企画や実施を通じて設定するとともに、そのような場を継続的に設置できるしくみづくりや多様な立場の方々が事業参加できるしくみづくり、文化芸術振興パートナーシップ組織の設立に向けた検討を行います。

② 文化芸術に関する交流の推進

文化活動団体へのアンケートによると、活動の課題として「もっと活動仲間を増やしたい」(約37%)や「子どもや若者にも参加してほしい」(約23%)が高い割合で回答されました。

一方、文化芸術振興に必要な施策として「団体同士が交流できる場づくり」と回答したのはわずかに約7%でしたが、同じテーマで活動する団体間や異なるテーマで活動する団体間で連携することは団体相互に刺激を与え、既存の活動が活性化したり、新たな活動を生み出したり、新たな団体が発足したりとさまざまに文化芸術振興につながる可能性があります。

このようなことから、文化芸術活動への参加者を増やすための交流イベントや協働事業の企画・運営にさまざまな団体が加わる事業などを通じて交流を促進し、各者間のネットワークづくりを推進します。

③ 多文化交流の推進

「門真市文化芸術振興条例」では、基本理念として「文化芸術の振興に当たっては、一人ひとりの多様な文化や価値観を理解し、尊重することにより、互いの文化の発展が図られるよう配慮されなければならない。」としています。

本市では、外国人登録人口は平成18年度で2,970名(うち中国籍1,362名、韓国・朝鮮籍1,229名)で本市人口の約2%を占めており、近年増加しています。

アンケート調査における本市の特徴として、市民、文化活動団体、市職員のそれぞれ約24%、約24%、約31%が「他地域からの居住者が多いまち」を挙げているほか、外国籍市民が多いことを実感しています。

外国籍市民が門真市を郷土としての愛着を持ち地域社会の中でそれぞれの文化を活かしながら暮らすためには、地域住民との文化的な交流を通じた異文化理解が欠かせません。

このようなことから、多文化交流を進めるボランティアやNPOなどと連携しながら異文化理解を促進するための機会づくりや交流イベント、また、イベントでは通訳を設けるなど外国籍市民も参加しやすい環境づくりを通じ、多文化交流を推進します。



民族フェスティバル

(2) 文化芸術にふれられる場づくり

① 情報の収集と発信

アンケート調査によると、文化活動を始めたきっかけとして、市民、文化活動団体のそれぞれ約50%、約37%が「広報紙や市役所の発信する情報を見た」を挙げており、市民では、「情報誌やチラシを見て」を挙げた人が約40%となっていました。

また、文化活動を行っている市民の約21%は「活動できる場所を知りたい」と回答し、文化活動団体の約12%が「活動をPRする場所や機会がほしい」としています。

文化芸術振興に必要なこととして「参加できる活動や情報が広く提供されていること」と回答した市民、文化活動団体はそれぞれ約16%、約20%あり、市民の約16%が「定期的に市内のイベント・講座情報が提供されること」を挙げています。

このようなことから、文化活動への参加のきっかけとなるイベントや活動団体、活動内容、参考となる取り組み、利用できる施設や設備、活用できる文化資源などの情報を積極的に収集し、情報の受け手に伝えたいことが伝わる形に加工・集約し、有益な情報として発信します。また、情報の収集・発信には、ホームページの活用、広報の活用だけでなく、情報収集発信の拠点づくりや文化芸術に関する総合相談窓口の設置、自由な内容の情報発

信が可能で企業参加と発行資金提供の見込めるフリーペーパーなど新たな媒体の導入など、必要なしくみづくりを行います。

② 発表・鑑賞・体験の機会づくり

アンケート調査では、文化芸術振興に必要な施策として「小学校の余裕教室など未利用施設の活用」で市民、文化活動団体それぞれ約30%、約33%と最も多く回答され、「まちなかで気軽に文化芸術に親しめるよう、公共空間を積極的に活用すること」も約19%、約15%が選択していました。

このようなことから、施設や付帯設備、施設前道路や広場、共有スペースなどの利用制限や慣例を見直すなど、既存施設の文化芸術振興利用への転換や文化芸術施設の多目的利用を進めるなど、文化芸術にふれられる環境づくりに努めます。また、定期的なイベントや幅広いジャンルから参加できるイベントなど、文化芸術にふれられるきっかけづくりや活動機会の充実に努めます。

③ 魅力的な都市空間の創造

市民が家から一步出たところにある都市景観は、最も身近な文化芸術資源のひとつです。文化芸術的視点に立って都市景観の形成を進めることは、身近な文化芸術資源をつくりだすだけでなく、文化芸術にふれるきっかけや関心を高め、文化芸術的な感覚を養い、門真の誇りづくりにつながると考えられます。

市民に対するアンケート調査では「これといった特徴がないまち」という回答が約30%と多く、対して「芸術的な印象のあるまち」は0%で「隠れた文化芸術資源があるまち」と答えた割合は約2%でした。門真で住み続けるには約34%が「緑が豊かでやすらげる」、約15%が「美しい景観が楽しめる」を挙げています。また、門真の印象として、誇れる特徴がないことや都市イメージが良くないこと、うるおいがないこと、ごちゃごちゃしていることなどが挙げられており、必要な施策として約26%が「門真のイメージ向上やシンボルづくり」を挙げています。

このようなことから、文化芸術資源を身近に感じられる環境の整備や資源を保全する観点からの都市開発などにより、うるおいがある美しい景観の整備を進めるとともに、門真のランドマーク、シンボルづくりについて検討します。特に、水とかかわりあいが深かった本市にとって重要な水路や水にまつわる文化財やモニュメントを活かして市民が親しめる空間づくりを進めるなど、歴史的な遺産の保存と継承に努めます。

また、景観は市民一人ひとりの生活が表出しつくられるものとも言え、その意味で市民一人ひとりが都市景観を構成する一員として意識することが、都市景観の向上につながります。市内の文化芸術資源や都市景観をあらためて見直す門真再発見ツアーなど、都市景

観に対する意識を高める取り組みを進めます。また、都市景観の一部である人間の文化芸術活動についても、市民に身近な公共空間の活用などにより活性化させることを検討します。

(3) 文化芸術の担い手づくり

① 子どもの文化芸術活動の充実

アンケート調査によると、門真で住み続けるためには「子育てをしやすいまち」であることを市民の約21%、文化活動団体の約23%、比較的40代までの回答者が高い市職員で約34%が挙げています。

また、文化芸術振興のために必要な施策として「子どもの頃から文化芸術にふれられる環境づくり」を市民、文化活動団体、市職員でそれぞれ約17%、約21%、約23%が挙げています。文化活動団体は活動の課題として約23%が「子どもや若者にも参加してほしい」を挙げています。

多様な文化芸術体験は、学校の授業だけでは得られない「生きる力」をはぐくむと言われており、子どもの頃から文化芸術を体験する機会が豊富に用意されていることが重要です。

このようなことから、子どもたちに文化芸術を体験する機会を与えるボランティア情報などの収集や学校へのアーティスト情報の提供を進め、子どもたちが文化芸術体験できる環境づくりを行います。また、参加できる文化芸術団体情報などを子どもたちにも分かりやすく伝えられる環境を整えます。さらに、文化芸術活動を発表したり参加したりできるイベントの企画実施など、子どもたちの文化芸術体験の機会づくりに努めます。

② 人材の発掘と育成支援

本市においては、地域で文化活動を営む新しいリーダーの発掘やそのような人材を活かした文化芸術の振興、文化芸術に関わる現在のリーダーの高齢化などが課題となっています。また、さまざまな文化の分野の知識・技術を継承する上で、やはり若い世代の参加が必要です。

このようなことから、市内の文化芸術活動のリーダーに関する情報を収集し、広く発信できるしくみを整えます。また、地域の団体活動を通じた担い手の育成支援を進めます。

③ 生涯学習機会の充実

本市においては、新しい市民層の参加促進や文化サークルのリーダー育成、文化団体同士の連携などの課題があります。

このようなことから、多様なジャンルの文化芸術活動のリーダーを発掘し、サークル活動の楽しさを体験する公開講座を行うなど公民館事業の充実に努め、文化活動のニーズとシーズのマッチングを進めるとともに、団体情報やイベント情報の一元化を図り、新たな市民層が文化芸術活動に参加できる環境づくりに努めます。また、団体間連携を進めることにより、活動場所の効率的利用を図ります。

また、アンケート調査によると、文化芸術活動を行っていない理由として子育て中である、高齢である、病気であるなどの意見があり、子育て中の方や高齢者など、さまざまな市民一人ひとりが、いつでも・どこでも・だれでも学べる環境づくりに努めます。

④ 文化芸術活動と文化芸術資源の顕彰

文化芸術活動の活性化や文化芸術資源の保全・活用を進める上において、それらの担い手や所有者が保全活動や資源の維持管理に意義を見出し、その活動や資源に誇りを持つことが重要です。また、市民活動を広げ参加や交流を生み出したり、資源を再発見し保全・活用する意識を高めたりする必要があります。

このようなことから、文化芸術の向上を図る上で創作品を評価する「市展」の開催や門真文化芸術賞を創設するなど、文化芸術に関する活動や資源を顕彰するしくみづくりを検討します。



文化の新たな息吹を

第5章 基本施策推進の基盤づくり

文化芸術振興の基本施策を推進する上で、その基盤となるしくみとして、「文化芸術振興の体制づくり」、「重点施策の推進」、「財政措置」、「広域連携」を挙げ、施策の推進に合わせてこれらのしくみについても設置、強化、推進します。

1. 協働を基本とした文化芸術の振興

「門真市都市ビジョン」においては、ビジョンの実現に向けて「市民みんなの力の活用」に重点を置くという視点から、これからのまちづくりに向け、市民、事業者と市がともに協働のまちづくりを推進していくことが盛り込まれました。

「門真市文化芸術振興条例」においては、第3条2項で「市は、文化芸術振興施策の実施に当たって、市民及び事業者との連携及び協力に努めるものとする。」とうたっています。また、第4条で「市民は、基本理念にのっとり、文化芸術活動を自主的に展開するとともに、文化芸術振興施策に協力するよう努めるものとする。」、第5条で「事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、文化芸術活動を自主的に展開するとともに、市民の文化芸術活動を支援する役割を果たすよう努めるものとする。」とうたっています。

市民、事業者、市それぞれがビジョンや目的を共有するとともに、お互いの立場や特性を理解し、各々の果たすべき役割を担いながら事業を推進することが、文化芸術の振興を実効あるものにすると考えます。このような協働による事業の推進を基本として、本基本方針に掲げるまちづくりを推進していきます。

2. 文化芸術振興の推進体制づくり

(1) 部局間連携の推進

まちづくりにおいて文化的な視点を持つことは、大変重要なことであり、行政の責務であると同時に、市民の理解と協力なしではなしえない課題でもあります。

市の各部署が施策を実施するに際しては、できる限り市民との対話の機会を設け、共通認識を持つことが求められます。これまでの縦割り行政を見直し、庁内がそれぞれの枠組みを越え、連携して市民とともに文化的な視点を取り入れる組織横断的な庁内体制の充実とリーダー的役割の部署の設置が必要です。

また、行政自身が文化的視点を磨くという観点から、文化芸術に関する職員の研修を推進し、各分野で文化を取り入れるように働きかけることも必要です。

(2) 市の文化芸術振興担当部署の設置

これまでの行政提供型から市民の自主的な文化芸術活動を推進するには、市民、事業者、市の協働が不可欠です。文化活動の分野でも、市民や市民公益活動団体等による自主的な文化芸術事業の企画・運営が期待されるところです。市民と行政とのコミュニケーションを密にし、協働による文化芸術振興を推進していく部署として、現在、市長部局と教育委員会とにまたがっている文化芸術振興担当部署の一元化を図ることは市民にとってもわかりやすく、文化芸術支援のためのしくみやネットワークを構築する上で有効です。

(3) 広域連携

「門真市文化芸術振興条例」の第7条において、「市は、文化芸術振興施策について、国、府、関係機関等との連携を図り、必要な推進体制の整備を行うものとする。」と定めています。「守口・門真ジャズフェスティバル」に見られるように、行政区の枠を超えた事業連携や各地の政策事例研究、姉妹都市との連携などを通じて、市の文化芸術の振興を進めます。

(4) 門真市文化芸術振興審議会

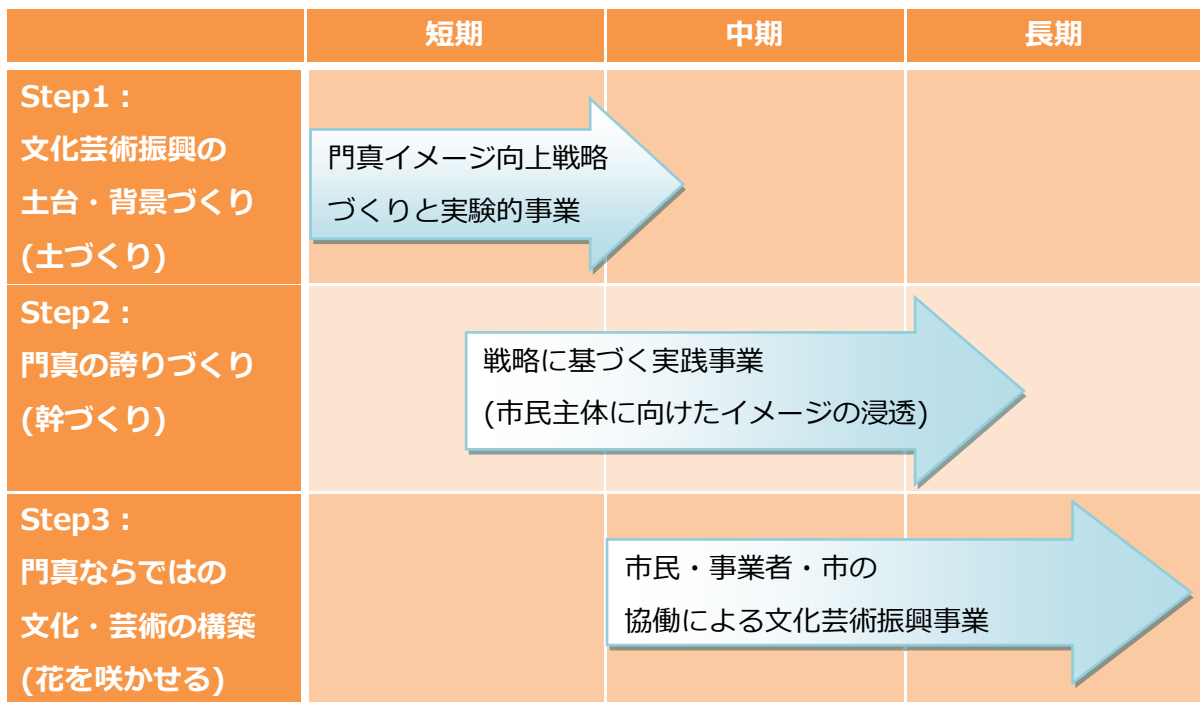
「門真市文化芸術振興条例」の第8条において、基本方針の策定及び変更その他文化芸術の振興に関する重要事項を調査審議するため、門真市文化芸術振興審議会を置くとしています。したがって、この審議会において、文化芸術振興の推進状況を進行管理していくこととします。

3. 重点施策の推進

限られた人材や事業費という条件下において、すべての施策を同時に推進することは不可能です。したがって、文化芸術を振興する上でその基盤となる環境や体制づくり、さまざまな主体の連携を生み出す事業など、文化芸術振興にあたって効果的な事業を重点施策と位置づけ、優先的かつ速やかに推進します。

本基本方針は、文化芸術振興の基礎となる市民、事業者、市職員の誇りづくりにつなげ、より魅力ある地域づくりや都市アイデンティティの創造をめざして推進するものです。アンケート調査において、門真に対して誇りを持ってない市民が多く、その理由として、誇れる特徴がないことや都市イメージが良くないことを挙げています。門真でいきいきと暮らすために大事なこととして「門真のイメージ向上やシンボルづくり」が最も高い割合で回答されていました。

このようなことから、門真の誇りづくりや都市イメージの向上、シンボルづくりにつながる事業を重点施策として位置づけ推進します。



4. 財政措置

(1) 市民公益活動支援事業交付金

市では「市民公益活動支援事業交付金要綱」を制定し、NPO設立支援、初動期支援のための交付金を交付しています。今後は、NPO自らが公募提案した文化芸術活動事業についても、審査機関を設けるなどして、公募提案型事業補助金等の設置を検討し、文化芸術の振興を図ります。

(2) 文化芸術基金

財団法人門真市文化振興事業団の解散に伴い、基本財産を市に寄付する申し出があり、市に寄付される予定です。この一部を文化芸術振興基金とし、これをもとに、事業者や市民からの基金を募り効率的な運用を行いながら、文化芸術の充実を図ります。